

## 豊中市災害時生活用水確保事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、災害による断水時に飲用水以外の洗濯やトイレ等の生活用水を十分確保できないことが考えられることから、災害時に生活用水として提供される井戸を登録するとともに、市民へ情報提供を行うことにより、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「災害時」とは、震災等による水道の断水時をいう。
- (2)「生活用水」とは、飲用水以外の洗濯やトイレ等に使用する水をいう。
- (3)「災害時協力井戸」とは、災害時において生活用水を市民に提供できる井戸として豊中市に登録された井戸をいう。
- (4)「提供者」とは、災害時協力井戸の所有者又は管理者をいう。
- (5)「井戸情報」とは、提供者及び災害時協力井戸の所在地の情報をいう。
- (6)「登録名簿」とは、災害時協力井戸登録名簿をいう。
- (7)「地図情報」とは、大阪府のホームページにて公開されている災害時協力井戸の所在地を示した地図の情報をいう。これは、災害時に井戸水を円滑に活用できるようにすることを目的として、大阪府が情報提供を行うものであり、本市において、登録の申し出時に公開することに同意いただいた災害時協力井戸については、本市から大阪府に掲載を依頼する。
- (8)「登録標識」とは、平成24年3月31日までに大阪府の登録を受けた災害時協力井戸の提供者に対して交付された標識をいう。平成24年4月1日から災害時協力井戸事業が本市に移譲されているが、本市においては、登録標識の交付は行わないものとする。

### (登録の要件)

第3条 災害時協力井戸は、以下の要件を満たすものとする。

- (1)豊中市域にあること
- (2)災害時に無償で井戸水を提供できること
- (3)井戸水を汲み上げるためのポンプ又はつるべ等があること
- (4)井戸枠等があり安全であること
- (5)井戸水の色、濁り、におい等に明らかに異常があるなど、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと
- (6)災害時において、市役所等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報の提供について同意できること

### (登録手続き等)

第4条 危機管理課長は、災害時協力井戸の登録等について、以下の手続き等を行う。

- (1)登録の申し出は、提供者から災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)の提出を受けるものとする。
- (2)災害時協力井戸登録申出書の内容を現地調査により確認し、前条の登録の要件を満たす井戸については災害時協力井戸として災害時協力井戸登録名簿(様式第2号)に登載する。
- (3)登録名簿に登載した提供者に災害時協力井戸登録通知書(様式第3号)を交付する。
- (4)提供者から災害時協力井戸について、災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じた申し出があった場合、災害時協力井戸変更申出書(様式第4号)を受け取るものとする。なお、変更内容が提供者の変更である場合は、新たな提供者に前条の登録の要件(6)について確認の上、災害時協力井戸変更申出書を受け取るものとし、登録名簿を訂正する。
- (5)災害時協力井戸の枯渇や転居等の理由により生活用水を提供することが困難になった場合は、原則として、提供者から災害時協力井戸廃止申出書(様式第5号)を受け、登録名簿から削除する。また、すでに大阪府が交付した登録標識については、返還を求める。

(災害時協力井戸の情報提供等)

第5条 危機管理課長は、災害時協力井戸について、以下の情報提供等を行う。

- (1) 災害時においては、市役所等での登録名簿の閲覧や地図情報を掲示することにより、市民へ井戸情報の提供を行う。
- (2) 情報を提供するにあたっては、災害時協力井戸を利用する市民等に対して以下の注意事項について周知を図る。
  - ア 井戸水の提供は、提供者の善意により行われているものであり、提供についての義務を負うものではないこと
  - イ 井戸水の提供を受ける際には提供者の指示に従うこと
  - ウ 井戸水は飲用として提供しているものではないこと
  - エ 井戸水の湧水量には限度があるため、特定の個人に対して多量に提供することはできないこと
  - オ 井戸水の提供を受けるための容器を用意すること
  - カ 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意によるものでなく、利用者の身体及び利用者の所有する物品等に被害が生じた場合、提供者にその責を問わないものとする
  - キ 停電等、災害により井戸が利用できない場合があること
  - ク 提供を受けた井戸水の持ち帰りは、原則として、利用者が行うこと
  - ケ 井戸水の利用は、災害時のみに限ること

(提供者の遵守事項)

第6条 提供者は、災害時協力井戸について、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時
  - ア 井戸の使用状況を確認し、使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行うこと
  - イ 井戸水は公平に提供すること
  - ウ 井戸が破損等により使用不可である場合は登録標識を掲げないこと
  - エ 利用者に飲用として提供しているものではない旨を伝えること
  - オ 井戸が使用不可の場合は危機管理課長へその旨を連絡すること
- (2) 平常時
  - ア 井戸及びその周辺を整理し清潔に保つよう努めること

(関係機関等との連携)

第7条 危機管理課長は、本事業を円滑に進めるため、井戸情報の活用、災害時協力井戸の推奨等について関係機関及び関係部局との連携に努める。

(広報、啓発)

第8条 危機管理課長は、市民に災害時協力井戸の利用方法等について周知を図る。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成24年4月1日の時点で、現に大阪府において災害時協力井戸として登録を受けているものについては、本要領における災害時協力井戸とみなす。ただし、井戸情報の提供に係る同意の取り扱いについては、従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。





(様式第3号)

豊危管第 号  
年 ( 年) 月 日

災害時協力井戸登録通知書

様

豊中市都市経営部危機管理課長

このたびは、「災害時協力井戸」への登録にお申し出をいただきありがとうございます。  
現場調査を行った結果、豊中市災害時生活用水確保事業実施要領の登録要件を満たしていることが確認できましたので、下記の井戸を「災害時協力井戸」として、登録をさせていただきます。  
つきましては、以下の項目をお読みいただき、災害時に井戸水の提供が円滑に進みますようよろしくお願いたします。

(1) 災害発生時の井戸水の提供について

- ア 井戸の使用状況を確認して使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行ってください。
- イ 井戸水は公平に提供してください。
- ウ 井戸が破損等により使用不可になった場合や諸般の事情によりご協力できなくなった場合は、その旨を危機管理課へ連絡してください。

(2) 災害時以外の井戸の管理等について

- ア 災害時に安全に提供できるよう井戸及びその周辺を整理し、清潔にしておいてください。
- イ 井戸の所有者が変更された場合や井戸の破損等により協力できなくなった場合は、危機管理課へお申し出ください。

記

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 提供者名	
4 井戸所在地	

<お問い合わせ先>  
豊中市都市経営部危機管理課  
TEL 06-6858-2683  
FAX 06-6858-2667  
メール kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp

(様式第4号)

年 (        年)    月    日

災害時協力井戸変更申出書

豊中市都市経営部危機管理課長    様

住    所  
氏    名  
電話番号

下記の災害時協力井戸について、登録内容を変更しましたので申し出ます。

記

1 提供者名			
2 井戸所在地			
3 変更内容		変更前	
		変更後	

新たな提供者の方に井戸の情報提供について確認します。

- 災害時における所在情報（登録井戸の所在地、提供者氏名）の提供について同意します。  
（※登録には災害時の所在情報の提供について、同意が必要になります。）

(様式第5号)

年 (        年)    月    日

災害時協力井戸廃止申出書

豊中市都市経営部危機管理課長    様

住    所  
氏    名  
電話番号

下記の災害時協力井戸の廃止を申し出ます。

記

1 提供者名	
2 井戸所在地	
3 廃止理由	
4 登録標識の返還	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

は、該当欄にレを記入してください。